

令和4年第1回
美唄市議会定例会会議録
令和4年3月1日（火曜日）
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 市政報告
- 第6 市政並びに教育行政執行方針演説
- 第7 報告第1号 例月出納検査結果報告
- 第8 報告第2号 例月出納検査結果報告
- 第9 報告第3号 例月出納検査結果報告
- 第10 報告第4号 例月出納検査結果報告
- 第11 報告第5号 定期監査報告
- 第12 議案第15号 美唄市給与条例の一部改正の件
- 第13 議案第16号 美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件
- 第14 議案第17号 美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件
- 第15 議案第18号 美唄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件
- 第16 議案第19号 美唄市学校給食費の管理に関する条例の一部改正の件
- 第17 議案第20号 美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正の件
- 第18 議案第21号 美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件

- 第19 議案第22号 美唄市医療費助成条例の一部改正の件
 - 第20 議案第23号 美唄市地域包括ケア推進条例制定の件
 - 第21 議案第2号 令和3年度美唄市一般会計補正予算（第12号）
 - 第22 議案第3号 令和3年度美唄市民バス会計補正予算（第1号）
 - 第23 議案第4号 令和3年度市立美唄病院事業会計補正予算（第1号）
 - 第24 議案第5号 令和4年度美唄市一般会計予算
 - 第25 議案第6号 令和4年度美唄市民バス会計予算
 - 第26 議案第7号 令和4年度美唄市国民健康保険会計予算
 - 第27 議案第8号 令和4年度美唄市下水道会計予算
 - 第28 議案第9号 令和3年度美唄市介護保険会計予算
 - 第29 議案第10号 令和4年度美唄市介護サービス事業会計予算
 - 第30 議案第11号 令和4年度美唄市後期高齢者医療会計予算
 - 第31 議案第12号 令和4年度市立美唄病院事業会計予算
 - 第32 議案第13号 令和4年度美唄市水道事業会計予算
 - 第33 議案第14号 令和4年度美唄市工業用水道事業会計予算
-

◎出席議員（14名）

議 長 金 子 義 彦 君
副議長 桜 井 龍 雄 君

1 番	森	明	人	君
2 番	伊藤	真	久	君
3 番	齋藤	久美	夫	君
4 番	山上	他美	夫	君
5 番	本郷	幸	治	君
6 番	山崎	一	広	君
7 番	川上	美	樹	君
8 番	楠	徹	也	君
9 番	松山	教	宗	君
10 番	紫藤	政	則	君
12 番	谷村	知	重	君
13 番	小関	勝	教	君

◎出席説明員

市	長	板東	知文	君
副市	長	市川	厚記	君
総務部	長	猪谷	憲恭	君
市民部	長	松田	公史	君
保険福祉部	長	高橋	英雄	君
経済部	長	土屋	貴久	君
都市整備部	長	米澤	勝	君
市立美唄病院事務局	長	今澤	清隆	君
消防	長	相馬	一司	君
総務部総務課	長	平野	太一	君
総務部総務課	長補佐	高橋	修也	君

教育委員会	教育長	天野	政俊	君
教育委員会	教育部長	阿部	良雄	君

選挙管理委員会	委員長	中田	礼治	君
選挙管理委員会	事務局長	日下	聡	君

農業委員会	会長	今田	邦彦	君
農業委員会	事務局長	水上	洋輔	君

監査委員	西尾	正君
監査事務局長	橋本	光明君

◎事務局職員出席者

事務局	長	村谷	昌春	君
次	長	門田	昌之	君

午前10時00分 開会

●議長金子義彦君 ただいまより、本日をもって招集されました令和4年第1回美唄市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

6 番 山崎 一広議員

7 番 川上 美樹議員

を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3月22日までの22日間とし、3月2日ないし6日、3月9日ないし21日を休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長金子義彦君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、諸般報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、議長報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第5、市政報告に入ります。

●市長板東知文君（登壇） 令和4年第1回市議会定例会に当たり、市政の主なものについてご報告申し上げます。

はじめに、「職員の新型コロナウイルス感染」について申し上げます。本年1月12日から昨日までの間、北海道岩見沢保健所により、本市職員13名の感染が確認されました。感染した職員につきましては、保健所の調査により、業務において市民との接触はないと確認され、その後、自宅療養等を経て、全員が職場復帰しております。なお、これに関連して濃厚接触者とされた職員については、PCR検査又は抗原検査を受けた結果、いずれも陰性となったところであります。今後につきましては、感染拡大の状況を踏まえ、引き続き、全庁的な取組として、不要不急の外出や移動の制限、出張や会議の自粛、出勤の抑制などに取り組むとともに、基本的な感染防止対策の徹底に努めてまいります。

次に、「新型コロナウイルス感染症に対する本市の対応」について申し上げます。国は、

新規感染者数の減少は見られるものの、病床使用率の増加が続いており、今後もその負荷が高まることが懸念されることから、北海道を対象とする「まん延防止等重点措置」を3月6日まで延長することとしました。市としては、国及び北海道の対策等を受け、2月18日の対策本部会議において、空知管内の感染状況を踏まえ、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底を図るほか、1月17日から実施している公共施設の市外の方の利用を制限する対策を継続することとしたところであります。市民の皆様が一日でも早く通常の生活や事業活動を取り戻すことができるよう、引き続き、職員一丸となって「市民の命と暮らしを守る」対策を切れ目なくしっかりと講じてまいります。

次に、「新型コロナウイルスワクチンの接種」について申し上げます。3回目接種につきましては、国の通知に基づき、医療従事者等の先行接種を1月5日から、一般接種を2月21日から開始し、2月27日時点で接種を終えられた方は3,677名で、接種率は17.9パーセントとなっております。今後とも、接種を希望する全ての市民の皆様が速やかに接種を受けられるよう、美唄市医師会や市内医療機関の皆様のご協力のもと全力で取り組んでまいります。なお、5歳から11歳までの小児ワクチン接種については、3月からの接種に向け準備をしているところであります。

次に、「美唄市地域包括ケア講演会」について申し上げます。去る2月3日、全国に先駆けて直面している超高齢社会への対応として、美唄らしい地域包括ケアシステムの方向性を明らかにするため、オンラインにより全国か

ら約200名の参加のもと、「美唄市地域包括ケア講演会」を「地域で共に生き、地方を元気に」をテーマとして開催しました。市民の皆様への周知方法については、広報紙メロディー3月号でその概要をお知らせしているほか、会議資料及び映像を市ホームページで公開しております。今後とも、市民の皆様とともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの実現に向け、様々な取組を進めてまいります。

以上、申し上げまして報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第6、市政並びに教育行政執行方針演説に入ります。

●市長板東知文君（登壇） 令和4年第1回市議会定例会の開会にあたり、市政運営の基本的な考え方を申し上げ、市民の皆様及び市議会議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が、市民の皆様から厳粛な信託を受け、市政を担うこととなって、2年8か月が経とうとしています。

この間、市民、企業、各団体等の皆様との話し合いを重ね、美唄市の将来に対する思いの実現に努めるとともに、今日までの2年間、新型コロナウイルスが猛威を振るう中で、「市民の命と暮らしを守る」ことを最優先課題として、市民の皆様と感染予防対策に全力で取り組んできました。

これまでの医療従事者の皆様の献身的なご努力をはじめ、市民や生産者・事業者の皆様の献身的なご努力をはじめ、市民や生産者・事業者の皆様の真摯な取組に心から経緯と感謝を申し上げますとともに、今後とも、一日で

も早く通常の生活を取り戻すことができるよう、必要な対策を切れ目なくしっかりと講じてまいります。

また、急速に進む少子高齢化や人口減少、さらには格差などの課題に的確に対応し、市民の皆様が目線に立って、「美唄市に暮らす喜びと誇り」という新たな時代の豊かさを創り上げていくことを決意し、市政の推進に取り組んでまいります。

ポスト・コロナの時代においては、働き方や生き方を含めた「分散型社会への移行」をはじめ、比較的小規模かつローカルな性格を持つ「生命」中心の経済への転換を進めていくことが求められています。

私としては、このような新たな時代の変化が加速する中で、美唄市の持つ可能性を着実に実現していくため、地域課題に勇気をもって挑戦し、美唄らしい未来を切り拓く取組を進めてまいります。

令和4年度の市政執行に当たり、私の基本姿勢を申し上げます。

市政は、市民の厳粛な信託によるものであり、「市民の、市民による、市民のための市政」が基本であります。

これは、「日本国憲法」前文にうたわれている、市民が市政の主役であり、主権者であるという、人類普遍の原理であります。

私は、市の最高規範である「美唄市まちづくり基本条例」の3つの理念、つまり「人権の尊重」「平和の希求」「自然の共生」と、その基本原則である「市民主体のまちづくり」「情報の共有」「協働のまちづくり」に則り、市政の執行にあたっております。

また、私は、市民の皆様の信託に応え、こ

の条例の理念を実現するため、法令等を遵守し、公平・公正かつ誠実に市政を執行し、市民の代表者として、市長の責務をはたしてまいります。

さらに、条例に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を図るために、「第7期美唄市総合計画」の都市像である、「ともに支え合い 分かち合う 田園文化創造都市 びばい」の実現に取り組んでまいります。

次に、令和4年度の主要施策について申し上げます。

令和4年度は、国の16か月予算の考え方による経済対策を踏まえ、「第7期美唄市総合計画」の2年次目として、5つの挑戦により、各施策を推進してまいります。

はじめに「ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり」であります。

地域コミュニティについては、人口の減少や超高齢化の進行にともない、町内会活動などの担い手不足など、人のつながりの希薄化や社会的独立等が課題となっています。

このため、「集落支援員」の配置とともに、市職員の「地域応援チーム」により、地域の課題解決に向けた支援体制づくりに向けて取り組んでまいります。

このことにより、高齢者や社会的孤立者を含む生活困難者等への生活相談体制の充実・強化をはじめ、地域の課題解決や地域コミュニティへの支援に取り組んでいくなど、「誰ひとり置き去りにしない、ともに支え合い、分かち合う地域づくり」を関係機関・団体等と連携しながら推進してまいります。

また、地域コミュニティの拠点施設である総合福祉センターや地域福祉会館については、

市民の皆様がより一層憩いの場や交流の場として利用していただけるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

障がい者福祉については、「第6期美唄市障がい者プラン」に基づき、相談支援体制の充実をはじめ、地域移行や就労支援の促進に努めてまいります。

このため、相談体制においては、新たに「親亡き後」の自立を支援する「美唄市基幹相談支援センター」を設置するほか、虐待防止については、北海道などの関係機関と連携し、早期発見、早期解決に取り組むとともに、判断能力が不十分な方に対しては、成年後見制度の利用促進を図ってまいります。

高齢者福祉については、「美唄市地域包括ケア推進条例」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供するための仕組みづくりの実現に向けた、地域包括ケアの推進に取り組んでまいります。

このため、引き続き、地域での懇談会や研修会などの開催を通じて、高齢者の生活の自立を地域全体で支援する取組を進めてまいります。

また、認知症カフェや認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の人とその家族を地域全体で支える取組を進めるほか、住み慣れた地域で安心して過ごせる生活を支援するため、移動認知症カフェを実施してまいります。

さらに、介護予防事業などを継続実施し、地域包括支援センターの運営及び介護保険事業の適正な運営管理を行ってまいります。

保健については、コロナ禍においても、一

人ひとりが自身の健康を意識しながら健康づくりを進めることができるよう、ライフステージに応じた健康情報の発信や健康相談を行ってまいります。

また、健康な生活を送るために、妊娠期、乳幼児期から生活習慣病予防に視点を置いた「栄養・食生活」や「運動・身体活動」などの6つの領域の健康づくりを推進し、よりよい生活習慣の定着を図ってまいります。

特に、受動喫煙防止については、妊産婦や子どもたちの健康が守られる環境づくりとともに、禁煙相談支援を継続し、喫煙者に対するケアを推進してまいります。

また、「子育て世代包括支援センター」においては、すべての妊婦を対象に妊娠・出産・子育てまでのケアプランを作成し、オンラインによる相談にも対応するなど、子育て世代の不安や孤立感の解消に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症対策については、健康管理、消毒、マスクの着用、3密回避、換気などの基本的な感染防止対策を徹底するとともに、ワクチン接種については、5歳以上の希望する市民の皆様が速やかに接種できるよう医師会及び市内医療機関と連携して進めてまいります。

国民健康保険事業については、引き続き、医師会等と連携し、特定検診等の受診率を高め、健康の保持・増進を図るとともに、ジェネリック医薬品の使用促進や適正受診の推進を行うほか、健全な運営に向けて保険税の収入確保に努めてまいります。

後期高齢者医療については、健康診査や歯科健診等を実施し、疾病の早期発見、早期治療を推進することで、重症化の予防や健康意

識の向上に努めてまいります。

地域医療については、すべての市民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「治し支える医療」である地域完結型医療への転換に向けて、持続可能な医療提供体制や保健・医療・福祉・介護との連携による地域包括ケアシステムの推進を図ってまいります。

このため、市立美唄病院については、新たに電子カルテを導入し、患者情報の共有化を図るほか、建替えに向けた基本構想・基本設計に基づき、総務省をはじめ、関係機関との協議・連携のもとに、実施設計・施工へと着実に事業を推進してまいります。

また、医療従事者の確保に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策や発熱外来の整備、ワクチン接種の実施など、市民の皆様が安心して医療を受けることができる体制づくりに取り組んでまいります。

さらに、救急医療については、医師会や近隣中核病院とより一層連携を図り、救急医療体制の確保に努めてまいります。

次に「地域資源を生かした「にぎわい」と「活力」あふれるまちづくり」であります。

商工業振興については、地元企業の経営基盤の強化を図るため、「美唄市中小企業等振興条例」に基づき、地域資源や特性を生かした新事業や付加価値の高い製品・サービスの創出、販路開拓、人材育成などに向けた地元企業の取組を支援するほか、国や北海道等の支援制度の積極的な活用に向けた情報提供や相談等に努めてまいります。

また、コロナ禍における厳しい地域経済の活性化を図るため、「がんばろう！びばい応援券」の発行や、新たな事業の再構築にチャレ

ンジする事業者への取り組みに支援してまいります。

企業立地については、「美唄市産業振興条例」に基づき、工場等の新增設に対する支援を行うほか、空知団地への企業立地を促進するため、デジタル改革やグリーン社会の実現に向けた国の施策と連携し、「ホワイトデータセンター構想」を核としたデータセンターの集積をはじめ、食関連産業、スマート農業関連産業などの誘致による産業クラスターの推進に取り組んでまいります。

また、国が進める「2050カーボンニュートラル、脱炭素社会」の実現に向けて、空知団地へ進出する企業などと連携し、再生可能エネルギー関連事業を推進するなど、脱炭素の先行地域づくりに取り組んでまいります。

さらに、美唄ハイテクセンターへの入居を促進するためお試しサテライトオフィスを設置し、本社機能の移転やワーケーション、サテライトオフィス等の誘致促進に取り組んでまいります。

スポーツによる新たなビジネスの創出については、令和4年度から北海道フロンティアリーグとして3球団でスタートする美唄ブラックダイヤモンドズの活動基盤の強化を支援するため、引き続き、地域おこし協力隊や地域活性化起業人の配置や環境整備に取り組むほか、新たに美唄国設スキー場を拠点としたスノースポーツ事業を拡充するなど、スポーツを契機とするビジネスの活性化に取り組んでまいります。

中心市街地の活性化については、地域おこし協力隊によるイベントの企画・開催や商店街組織の賑わい創出の取り組みを支援するほ

か、商工会議所や関係機関などと連携を図りながら、新たに中心市街地の再編・活性化に向けた組織づくりを行い、創業支援、事業承継、空き店舗対策など、魅力ある商店街づくりに取り組んでまいります。

雇用対策については、ふるさとハローワーク「ジョブガイドびばい」と連携した就労促進に努めるほか、就職氷河期世代や子育て世代の女性、高齢者などの雇用制度に関する情報の周知や支援を行うほか、企業誘致活動や移住定住施策と有機的に連携しながら、明日の地元産業を担う人材の育成・確保に努めてまいります。

また、若者の地元就職を促進するため、市内高校と連携し、企業見学会や合同企業説明会を開催するほか、技能講習の支援を拡充するなど、地元企業への雇用対策を推進してまいります。

さらに、雇用機会の拡大と企業の人材育成を図るため、美唄地域人材開発センターなどの関係機関が実施する、地元中小企業を支える人材の技能や知識習得に対する助成を続けてまいります。

観光・交流については、ポスト・コロナ社会を見据え、地域資源を生かした「にぎわい」と「活力」あふれるまちづくりを進めるため、ふるさと美唄応援団の取組と連携し、市公式ホームページやSNS、観光パンフレット、デジタルサイネージ、ふるさと納税返礼品のPRのほか、市内宿泊施設の宿泊料の一部を助成する「美唄応援団宿泊助成事業」を通じて、美唄の魅力を全国に積極的に発信し、美唄にゆかりや思い入れのある方々・団体等多様な形でつながる関係人口の創出・拡大に

取り組んでまいります。

また、美唄ならではの「食」や「自然」、「歴史文化」、「芸術」などのすばらしい地域資源を活用して、新たな体験メニュー、滞在型観光商品の開発や中心市街地などへの回遊を促進するため、官民連携による観光まちづくり推進主体の組織化とともに、地域資源を生かした観光地づくりに取り組んでまいります。

日本遺産に認定された「炭鉄港」については、炭鉄港推進協議会などと連携を図りながら、新たなコンテンツの造成や地域イベントなどを実施することで、本市の歴史的遺産に対する知名度を高めるとともに、貴重な地域資源として、保全・活用に取り組んでまいります。

また、「食」や「農」を活用した地域づくりを推進するため、地域おこし協力隊による活動や情報発信などを通じて、都市と農村の交流と共生による交流人口・関係人口の創出・拡大を目指します。

ふるさと納税については、ふるさと納税サイトの拡充や返礼品の充実を図るとともに、ふるさと美唄応援団との連携により魅力ある返礼品の情報を積極的に発信するなど、寄附額の拡大や安定的な確保に取り組んでまいります。

地域情報化については、DX推進計画に基づく情報システムの標準化・共通化をはじめ、マイナンバーの普及、行政手続きのオンライン化等を推進してまいります。

また、国が進める「デジタル田園都市国家構想」と連動し、本市にふさわしいデジタル基盤を活用した地域づくりを進めるため、国の専門家の招聘など必要な調査研究に取り組

んでまいります。

農業振興については、「美唄市農業ビジョン（第3次）」に基づき、いのちを育む力強い農業が営まれ、安全・安心な農産物を作るとともに、多様な機能を有する活力ある農業・農村づくりを進めてまいります。

水稻や畑作物の生産振興については、主食用米を中心に加工用米や輸出用米、飼料用米などの需給に応じた米づくりに取り組むとともに、直播栽培などの低コスト・省力化技術の導入や新たな高収益作物の導入を支援するなど、生産体制の強化を図ってまいります。

農業所得の向上については、農産物のブランド化や6次産業化を図る取組を支援するとともに、ふるさと納税の利用者への美唄産農産物のPRと販売を促進するためWEBページを制作するほか、美唄産米等の海外への輸出を拡大するための市場調査等に取り組んでまいります。

農業生産基盤の整備については、国営農地再編整備事業や道営農地整備事業の推進により、生産条件の改善と担い手への農地の集積を図るほか、関連する農道、排水路などの適切な維持管理や整備に努めるとともに、農業水利施設の改修及び排水機場に広域無線基地局を設置し、本市の基幹産業である農業の経営基盤の強化と農業水利施設のIoT化に取り組んでまいります。

スマート農業の推進については、「美唄市ICT農業推進協議会」とともに、引き続き、スマート農業技術の検証やスマート農業機械導入支援を実施するほか、環境負荷軽減に新たに取り組むため地域活性化起業人を活用し、地域への普及や農業関連サービスの創出・育

成を図るなど、農業基盤整備事業の事業効果をより一層高めてまいります。

新規就農者の育成・確保については、農業後継者はもとより、若者や女性など多様な人材が就農できるよう、定着に向けた支援を行うほか、経営体質の強化や農業法人の育成等の取組を促進してまいります。

消費者に信頼され活力ある農業・農村づくりについては、国が進める「みどりの食料システム戦略」に基づき、安全・安心で良質な農産物を求める消費者や食品関連事業者のニーズに対応するため、クリーン農業や有機農業など、環境に配慮した持続可能な農業生産を継続して支援してまいります。

さらに、事業者が主体の農業・農村の多面的機能を維持・発揮する取組や中山間地域農業、環境保全型農業の取組を支援してまいります。

「食農教育」の実践については、美唄尚栄高校と連携し、本市の地域特性や優位性を生かしながら、食と農を連動させた特産品開発の支援を拡充してまいります。

さらに、地域おこし協力隊の活用により、鳥獣被害防止対策等の強化を図るとともに、新たにジビエの利活用を促進してまいります。

農商工連携や6次産業化については、アスパラガスやハスカップ等の高収益作物の導入拡大に対して支援するとともに、美唄産農産物を活用した商品開発、加工、販売等に対して、国や道の支援制度や市独自の「農商工連携等推進補助金」により、食関連事業者や農業者等に対する支援を実施してまいります。

こうした美唄の「食」と「農」のブランド化に向けて、市内及び首都圏に設置したアン

テナショップによる販売や展示会でのPRなどにより、美唄の「食」と「農」の魅力を生かした特産品の販路拡大や魅力発信に取り組んでまいります。

移住・定住については、転入者の新築住宅や中古住宅の購入費用の助成、若者や子育て世代への家賃助成等を実施するほか、新たに市内在住の若者や子育て世代への新築住宅の購入費用を助成し、定住の促進に努めてまいります。

また、北海道生活に憧れを持つ方への移住を促進するため、首都圏等で行われる移住交流イベントや市公式ホームページ等を通じて「美唄で暮らす喜びと誇り」という魅力を発信してまいります。

関係人口の創出・拡大については、「ふるさと美唄応援団」などのご協力をいただき、様々な機会を通じて美唄市の情報や魅力を発信することにより、地域づくりや地域の活性化の担い手につなげてまいります。

次に「地域に根ざし、暮らしに学ぶまちづくり」であります。

子育て支援については、引き続き、妊娠・出産の希望を叶える支援策として、不妊治療への支援や多子世帯で認可外保育施設に入所している3歳未満の子ども保育料を補助するなど子育て世帯への支援を継続するとともに、へき地保育所においても、幼児期からの運動支援を行うため、体育教室用備品を購入するなど、子どもたちの心身の発達に努めてまいります。

また、全国的にも増加の一途をたどる児童虐待については、未然防止と根絶に向けて、児童相談所や子育て世代包括支援センターを

始め、関係機関との連携を密にし、迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

さらに、子どもたちの安全・安心を守るため、「子育て支援センターはみんぐ」の非常用階段の改修をはじめ、「認定こども園ひまわり」の食器消毒保管庫を更新するなど、施設設備に努めてまいります。

コロナ禍で大きな影響を受けている、子育て世帯を支援するために、経済的な負担を軽減し、安心して子育てができるよう、乳幼児等医療費助成事業を「子ども医療費助成事業」に改めるとともに、助成対象を拡大し、中学生までの全ての子どもの医療費を全額助成してまいります。

平和施策については、「日本国憲法」及び「美唄市まちづくり基本条例」における平和の希求の理念のもとに、「核兵器廃絶平和都市宣言」に込めた世界平和の願いが、子どもから高齢者まで広い世代に行き渡っていくように、平和映画会や平和図書コーナーの設置などの平和祈念事業を継続し、市民の皆様とともに平和の尊さを広く伝えてまいります。

学校教育については、GIGAスクール構想を更に推進しICT教育環境の充実を図ることで、教員が児童生徒に向き合う時間を十分確保し、美唄らしい特殊ある教育を通じて、児童生徒が生きる力やふるさとを愛する心を育むとともに、学力や体力の向上、豊かな心の育成に努めてまいります。

また、学力の向上を推進するため、地域おこし協力隊を各学校に配置し、地域全体で教育に取り組む体制づくりに努めてまいります。

就学援助事業については、義務教育の機会均等の精神に基づき、昨年度に引き続き、認

定基準の拡大を図り、教育格差の解消を図るほか、経済的な理由により修学が困難な高校生等に対しては、希望する教育を受けることができるよう給付型の奨学金制度の創設に取り組んでまいります。

学校給食については、新たに「びばい・おいし給食事業」による質の向上に努め、地域の特色ある「食農教育」の生きた教材として位置づけるとともに、学校給食費の公会計化や子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費の無償化に取り組んでまいります。

さらに、小中学校と一体となった生涯学習センター構想については、教育委員会と連携し、引き続き、調査・検討してまいります。

市内高等学校については、高校が行う教育活動に対し支援の拡充を行い、魅力ある高校づくりのための取組を推進してまいります。

生涯学習・スポーツについては、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、本市の様々な地域資源や人材を活用し、「地域学・美唄学」を取り入れた生涯学習を推進してまいります。

また、スポーツ健康都市宣言に基づき、地域おこし協力隊の活用による様々なスポーツ教室を開催し、市民の誰もがライフステージに応じたスポーツに親しむ環境づくりを進めてまいります。

さらに、文化・体育施設については、施設の更新や改修等を行い、安全で快適な活動場所を提供できるよう、適切な施設管理に努めてまいります。

文化・芸術については、郷土史料館を拠点とした「地域学・美唄学」の取組を推進し、美唄の歴史や良さの再発見につなげることで、

本市に暮らす「喜びと誇り」を育んでまいります。

また、市民の皆様が主体的に行う取組に対し、支援するとともに、市民文化祭などを開催し、文化・芸術に親しめる環境づくりに努めてまいります。

さらに、日本遺産については、老朽化の著しい安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄の改修に取り組むとともに、旧東明駅舎及びSLなどの文化財等について、適切な維持・保全に努め、新たな次代に継承してまいります。

次に「人と自然が共生した安全・安心のまちづくり」であります。

自然保護については、本年度、宮島沼がラムサール条約に登録されてから20年の節目の年を迎えることから、記念シンポジウムを開催するとともに、引き続き、宮島沼水鳥・湿地センターを拠点として、地域住民や関係機関と連携し、イベントの開催や環境学習を推進してまいります。

さらに、国が進める「2050カーボンニュートラル、脱炭素社会」の実現を目指すため、市民や事業者と協働のもと、環境問題に関する様々な情報を市民に提供しながら、市民の皆様への意識の高揚を図ってまいります。

循環型社会については、環境に与える負荷の軽減を図るため、市民や事業者、団体の自主的な環境保全活動や環境美化活動を促進し、市民一人ひとりの環境問題に対する意識の高揚がさらに図られるよう、環境行動の実践に向けた取組を推進してまいります。

また、環境にやさしい循環型社会形成を推進するため、「美唄市地球温暖化対策実行計

画」に基づき、公共施設の省エネ等の取組を進めてまいります。

さらに、リサイクルセンターの施設整備を行うほか、昨年6月に公布された「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」についての検討を進め、資源の有効活用と環境負荷の少ない循環型社会の推進に努めてまいります。

都市基盤整備については、「立地適正化計画」に基づき、人口規模に見合った魅力ある市街地の形成に向けた取組の検討を進めてまいります。

市道については、市内中心部のすずらん通や昭和通のほか、稲穂団地2線など凍上により傷んでいる生活道路の再改修を行うほか、沼の内西14線などの改良舗装や元村西14線の舗装整備、南美唄地区などの側溝整備に取り組んでまいります。

橋りょうについては、憲徳橋・日東橋の架換え工事を進めるとともに、安全で安心して橋梁や道路施設を利用できるよう法令に基づく点検を行ってまいります。

道路施設については、省エネルギー効果のあるLED街路灯設置を行う町内会などへの助成に取り組んでまいります。

広域交通網の整備については、渋滞などの緩和のため、国道12号峰延道路の4車線化や道道美唄富良野線の早期完成に向けて、国や道に、引き続き、要望してまいります。

除排雪については、冬道の交通安全対策が図られるよう国や道などの関係機関と連携しながら、市民生活や経済活動の基盤となる道路・歩道の除排雪を行い、安全・安心な道路交通網の確保に努めてまいります。

河川については、水防機能の強化が図られるよう、中の沢川及びビバイイクシュンベツ川を整備するほか、適切な維持管理に努めてまいります。

市営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、東雲団地及び峰延東陽光団地の外部改修による長寿命化を図り、適切な維持管理を行ってまいります。

また、耐用年数が経過し、1棟4戸全てが空いている建物を解体するとともに、耐用年数が経過した団地の入居者を対象に既存団地への移転を円滑に進めてまいります。

民間住宅については、市民の皆様が安心して暮らせるよう、バリアフリーや断熱改修に対する支援制度を拡充するほか、木造住宅の耐震化率向上のため、耐震診断・改修を進めてまいります。

空家対策については、「空家等対策計画」により、一般住宅及び店舗等の除却費に対する支援を行ってまいります。

上水道については、有収率の向上や赤水の解消など水質管理を図るため、計画的に配水管改良事業や漏水調査を実施するとともに、水道管の耐震化や浄水場の老朽設備の更新を進め、安全で安心な飲料水の安定供給に努めてまいります。

下水道については、汚水処理区域における水洗化を促進するとともに、老朽化したマンホールポンプ所の設備を更新するほか、汚水処理区域外については、引き続き、合併処理浄化槽の設置を行ってまいります。

また、下水道事業の公営企業化に向けた準備を行うとともに、安定した経営基盤の構築を図るため、市民委員会を開催し、将来に向

けた上下水道事業の在り方について検討してまいります。

景観・緑づくりについては、花の植栽などで生ごみ堆肥を活用し、市民の皆様や関係団体の皆様との協働による景観づくりの取組を進めるほか、公園施設については、昭和公園と白樺公園の老朽化している遊具の更新を行うなど、適切な維持管理に努め、利用者の安全と快適な空間づくりに取り組んでまいります。

森林については、市有林の適正管理に努めるとともに、民有林の維持・保全の取組に対し、引き続き支援してまいります。

また、森林環境譲与税を活用し、個人や企業等の私有人工林の所有者に対する森林経営に向けた事業説明を実施するほか、市有林の間伐や植林等を行い、森林資源の循環利用に向けて、取り組んでまいります。

公共交通については、令和4年度に策定する「美唄市地域公共交通計画」に基づき、民間事業者やまちづくりと連携した、地域にとって望ましい持続可能な公共交通の整備を図ってまいります。

また、新たに夜間のタクシー運行に対する支援を行い、市民の皆様の移動手段を確保するとともに、通院バスについては、医療の広域連携の動向を見据えたうえで、バス事業者などの関係機関と協議検討してまいります。

合同墓については、供用開始の目途を本年9月とし、整備を進めてまいります。

国土強靱化については、「美唄市強靱化計画」に基づき、大規模自然災害から市民の生命・財産と美唄市の社会経済システムを守るため、住宅や公共施設の耐震化を図る取組を

行ってまいります。

また、自主防災組織の地域率向上や地域コミュニティ機能の活性化を図り、本市の地域力強化に向けた取組を推進するとともに、本市の強みを活かし、雪冷熱エネルギーを活用した「ホワイトデータセンター構想」の推進に取り組んでまいります。

防災については、新たに防災・危機管理における専門的知識を有する「地域防災マネージャー」の有資格者を配置し、防災体制の強化・拡充を図るほか、地域住民自らが避難を行うための行動計画となる水害コミュニティ・タイムラインの作成支援に取り組むことで、自助・共助の取組を促進し、地域の防災力向上を図ってまいります。

また、災害発生時に迅速に的確な判断を行えるための実践的な防災訓練の実施や、大規模自然災害発生時において、感染症や要配慮者に対応した避難所開設が行えるよう、総合的な防災体制の強化を努めてまいります。

防犯については、警察などの関係機関と連携を図りながら、防犯に関する情報提供を行うほか、自主的な防犯活動による地域の防犯力を高める取組を広げ、市民の皆様が安全で安心して生活できるまちづくりに努めてまいります。

交通安全については、「美唄市安全で安心なまちづくり推進協議会」と連携し、幼稚園児や小学生、及び高齢者などを対象とした交通安全教室を実施するとともに、飲酒運転の撲滅に向けた運動を行うなど、交通安全に関する啓発を進めてまいります。

消防については、小型動力ポンプ積載車や搬送車、指揮車の更新をはじめ、新たに災害

活動の情報収集のためドローンを整備するほか、消火栓の更新や新設を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の対応として、施設内の改修を行ってまいります。

また、地域防災の要である消防団員の処遇改善を図るとともに安全装備品を整備し、災害対応力の充実強化に取り組んでまいります。

救急については、救急救命士を計画的に採用するほか、指導救命士の育成を図り、救急隊員に対する教育指導体制を充実させ救命率の向上に取り組んでまいります。

火災予防については、住宅火災による死傷者を低減するため、住宅用火災警報器の設置を促すとともに、消火器等の普及促進の周知を図るなど住宅防火対策を推進し、火災のない安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。

消費者保護については、社会問題となっている振込め詐欺やインターネットに関連するトラブルなど、近年、消費者被害は複雑かつ多様化していることから、消費者相談員の育成を図るとともに、警察や消費者協会、地域の安全・安心を守る様々な団体との連携を図ってまいります。

また、消費者が安心した生活を送ることができるよう、消費生活センターに寄せられた被害事例を市公式ホームページや広報紙で周知するほか、イベント時に啓発パンフレットを配布するなど、消費者情報提供の充実に努めてまいります。

次に「市民が主役の誰もが活躍できるまちづくり」であります。

協働のまちづくりについては、地域社会の維持・再生に向けた「生活文化」を形成する

とともに、交流人口や関係人口の拡大に向けた「地域文化」の発信強化に取り組むほか、地域が歴史の中で培ってきた生きる力「美唄に暮らす喜びと誇り」を次世代に伝えるため、本市の暮らしに根ざしたプロモーション事業の推進に取り組んでまいります。

また、市政や暮らしに関する情報を市公式ホームページや広報紙、地デジ広報などで発信し、市民の皆様との情報共有を図っていくとともに、新たに地域に密着した市民情報の提供をはじめ、災害時において必要な情報を提供する「コミュニティFM放送局」の開設に向けて準備を進めてまいります。

地域懇談会、地域応援チームなどの広聴活動を通じて、幅広い年代層の地域づくりへの参画や協働のまちづくりに対する市民理解の促進を図ってまいります。

さらに、ふるさと美唄応援団や企業版ふるさと納税などの市外からの「新たな協働の担い手」を増やすことで、関係人口、交流人口の拡大を図り、地域力の向上に取り組んでまいります。

男女共同参画については、市公式ホームページや広報紙などを活用し情報提供を行うほか、美唄市男女共同参画推進協議会等との連携により、講演会や会報紙の発行を引き続き行うことで、様々な分野での男女共同参画社会の実現を図るための取組を推進してまいります。

また、配偶者等からの暴力の予防と根絶に向けて広報紙による情報提供を行うほか、警察などの関係機関と連携を図りながら、被害者の安全と秘密保持に十分配慮した対応に努めてまいります。

行財政運営については、人口減少や少子高齢化に伴い、中長期的には、市税をはじめ地方交付税など歳入の縮小が避けられない中で、今後の推移を慎重に見極めながら、事務事業の質的な転換を図るなど、将来にわたり持続可能な財政基盤づくりを進めてまいります。

また、職員については、新たな時代の変化に迅速かつ的確に対応するため、職員一人ひとりの能力や可能性を引き出すとともに、限られた人材を有効に活用し、組織としての総合力を高めるほか、将来を見据えた国や自治体との人事交流や派遣研修などにより、市民の皆様の信頼と期待に応えることができる人材の育成に努めてまいります。

そして、私自身が、公平性、公正性、透明性を基本に法令等を遵守し、常に誠実に職責を果たしていくことによって、市役所が市民の皆様の信頼と期待に応えられる組織となるよう取り組んでまいります。

以上、令和4年度市政執行方針を申し上げます。

これまでの人口増を前提とした「限りない拡大・成長」を求めた社会から、本格的な人口減少・超高齢社会への構造的変化の時代を迎え、自然と人間との豊かなふれあいを取りもどし、地域社会をより人間らしい生活の場として再生するという、地域の暮らしに根ざした「本物が息づく地域づくり」が求められています。

また、地域社会は、「新しい命」の健やかな成長があってこそ成り立つものであり、子どもは「地域の宝」であり、このまちの未来・希望そのものといえます。

「愛されれば、その子は人を愛する人にな

る。地域の人たちに愛されれば、その子は将来、地域の人たちを支える大切な人になる。」といわれています。

この間の長引くコロナ禍の影響により、本市の子どもの生活実態調査では、子育て家庭で特に必要とされている対策が、医療費と給食費の無償化となっており、一層厳しい環境におかれています。

このため、私としましては、コロナ禍という困難な時代において、市民の皆様と力を合わせて、「美唄に暮らす喜びと誇り」という新たな豊かさを創り上げるとともに、美唄の未来を担う子どもたちのために、私自身が先頭に立ち、美唄市の未来を切り拓いていくことに、全力を尽くしてまいります。

市民の皆様、市議会議員の皆様の一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

●教育長天野政俊君（登壇） 令和4年第1回市議会定例会に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について、申し上げます。

子どもは、いつの時代でも地域の宝であり、これからのまちづくりを担うかけがえのない存在です。

令和4年度は、「第7期美唄市総合計画」を着実に推進し、子どもたちが「確かな学力」を身に付け、未来を切り拓く資質・能力を育む教育環境の整備に努めてまいります。

また、社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」が到来し、新型コロナウイルス感染症の拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」において、市内小中学校では、新学習指導要領を着実に実施し、GIGAスクール構想の更なる推進や働き方改革を進め、子どもたちの知・徳・体を一体で育むための

「主体的・対話的で深い学び」を実現する教育課程の編成や授業改善により、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を目指す「令和の日本型学校教育」の実現に取り組んでまいります。

生涯学習については、市民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できる仕組みづくりが必要となっています。

教育委員会といたしましては、「第3次美唄市生涯学習計画 前期基本計画」の目指すべき姿である「地域に根ざし、暮らしに学ぶ、すべての世代が活躍できるまちづくり」の実現に向け、地域の豊かな自然や歴史、伝統、文化を生かした学びを推進し、郷土への誇りと愛着を抱くことができる生涯学習活動を進めてまいります。

令和4年度の教育行政の執行に当たりましては、以上の基本的な考え方に基づき、学校教育と生涯学習の推進を両輪としながら、新学習指導要領や美唄市教育大綱の基本理念に沿った、教育の振興と充実に向け、市長部局と連携を図り、各分野の施策に全力で取り組んでまいります。

はじめに、幼児教育について申し上げます。

幼児期は、多様な経験の中で学んだ基本的な生活習慣の自立を通じて、生涯にわたる人格形成の基礎を育む重要な時期であり、子どもにとって幼児期にふさわしい生活の中で、発達段階に応じた必要な体験を積み重ねていくことが大切です。

また、幼児期は、小学校以降の生活や学習、

学び続ける力の基礎づくりとなることから、遊びや集団生活を通して、子ども一人一人のよさと可能性を伸ばすとともにスタートカリキュラムを活用しながら小学校教育との接続を一層強化するほか、困り感をもつ子どもについてもスタートシートの活用により、小学校との切れ目のない支援体制を構築し、質の高い教育を提供できるよう、幼児教育の一層の充実に努めてまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

一点目は、「確かな学力の育成」についてであります。

新学習指導要領では、将来を予測しながら子どもたちが様々な社会の変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくために必要な資質・能力を身に付けることができるよう「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善を進めるとともに、教育効果を高める「カリキュラム・マネジメント」を実践することが求められています。

このため、各学校の授業において、子どもの資質・能力の育成のため「個別最適な学び」の成果を「協働的な学び」に生かしながら、一体的に充実していくことが大切であり、各教科等の特質、地域や学校、子どもの実情を踏まえながら、ICTを活用した授業改善、新たな教材や学習活動等も積極的に取り入れ、教育の充実に努めてまいります。

また、「全国学力・学習状況調査」や「標準学力検査」等の結果の分析を行い、実効性のある検証改善サイクルを確立するため、校内研修等で講師を招聘し専門的助言を授業へ反映するほか、管理職を含む教職員で構成する学力向上プロジェクトチームが作成する「確

かな学力育成プラン」を活用した授業改善の取組など、校長のリーダーシップのもと、全教職員が一つのチームとなって取り組んでまいります。

外国語教育については、児童生徒がバランスの取れた英語力を身に付け、日常的なコミュニケーションを図ることができるよう、各中学校にALTを1名ずつ配置し、また、小学校では、外国語専任教員のほか、新たに配置するALT1名による小学校2校の巡回指導を行い、英語力向上に向けた授業改善の取組を進めてまいります。

美唄らしい特色ある教育の推進については、子どもたちが農地に足を運び、体験的に農業や生物の多様性、食の大切さなどを学ぶ「グリーン・ルネサンス推進事業」を継続するほか、「本市の農業と人々の暮らし」や「作物と人々のかかわり」などを学び、生きる力やふるさとを愛する心を育むため、「小学校農業体験学習副読本」の改訂に取り組み、地域の特性を生かした食農教育を推進してまいります。

市内道立高等学校との連携については、高校の施設を活用した中学校との授業交流や小・中・高が連携した学習会、市内中学生の1日体験入学などの交流のほか、高校が行うPR活動やキャリア教育活動などに対する支援を拡充してまいります。

また、全ての小中学校において、地域おこし協力隊や学校支援地域本部などを活用し、長期休業中や放課後における学習支援を充実してまいります。

さらに、子どもたちの学習意欲の向上や自主学習習慣の定着に向け、引き続き、「家庭学

習の手引き」を活用するほか、各中学校区のテスト期間中に、幼保・小・中・高が一緒に取り組む「美唄市家庭学習強化週間」など、望ましい生活習慣と家庭学習の習慣化に努めてまいります。

二点目は、「新たな義務教育制度」についてであります。

義務教育においては、少子高齢化や人口減少が続く中、新たな地域社会の変化に対応した質の高い、豊かな教育環境の整備が求められています。

このため、小中一貫校や義務教育学校の導入に向けた調査・研究を進めるなど、引き続き、小中学校と一体となった生涯学習センター構想の検討を進めてまいります。

三点目は、「豊かな心の育成」についてであります。

児童生徒の豊かな心を育成するためには、子どもたちそれぞれの発達段階に応じて、社会奉仕体験活動や自然体験活動などを通じ、ルールやマナーを身に付けるとともに、互いを尊重し合うやさしさと思いやりの心を育ててまいります。

また、豊かな人間性を育むため読書習慣を身に付ける環境づくりに取り組み、読書活動の充実や言語環境の整備に向けて、各学校の学校図書館の運営や図書の管理を効率的に行い、子どもたちが読書に親しみ、関心が高まるよう努めてまいります。

道徳教育については、特別の教科として位置付けられた道徳科を基軸とした豊かな心の育成、人権を尊重した教育による他者を思いやる心の育成のほか、地域の様々な人々との交流や体験活動などを通して、自己肯定感や

自尊感情の育成に努めてまいります。

不登校児童生徒の対策については、長期化するコロナ禍の影響により、不安、ストレスを抱える子どもや不登校児童生徒への支援を含め、学校とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが連携を密にしながら教育相談につなげ、未然防止と早期発見・早期対応に努めるとともに、必要に応じて、適応指導教室での指導につなげてまいります。

いじめの対策については、「美唄市いじめ防止基本方針」に基づき、各学校が実施する定期的な調査や小・中・高校の学校代表者が集う「仲間づくり子ども会議」の実施を通じて、「いじめを生まない環境づくり」に努め、個々の実態に応じた対応を行ってまいります。

さらに、ネットトラブルの被害者や加害者にならないように、美唄市PTA連合会と連携した「美唄市小中学生ネットスマホルール」の周知を進めるとともに、北海道警察等が作成した啓発パンフレットを活用するなど、情報モラル教育の充実に取り組んでまいります。

教職員による体罰については、児童生徒の人格を侵害する行為であり、いかなる理由であっても、絶対に許されるものではないという基本認識を全ての教職員が自覚し、児童生徒一人一人の理解を深め、子どもの特性に応じた指導に努めるよう、校長を通じ、全ての教職員に対して指導を徹底してまいります。

ヤングケアラーや虐待については、防止・根絶に向けて、学校や市長部局、児童相談所等と連携し、迅速に対応してまいります。

四点目は、「健やかな体の育成」についてであります。

児童生徒の健やかな心身の発達を図るため

には、運動を通じて体力を養うとともに、食への関心を高め、健康的な生活習慣を身に付けることが求められております。

このため、朝食の摂取や睡眠時間など、正しい生活習慣を身に付けることが必要であり、家族と連携して、啓発と指導に努めてまいります。

特に、子どもの食生活の乱れは、肥満や痩身、体力や学力の低下にも影響することから、食事・運動・睡眠の健康を保つ3つのバランスについて理解を深めるため、外部講師や栄養教諭による食に関する指導を通して、望ましい食習慣の確立や栄養バランスのとれた食生活を促してまいります。

学校給食については、人間の生命の源である食と農をつなぐことによって、人々が協働して自然に働きかけ、食べものをつくり、暮らしを立てるという人間生活の根源を学ぶことができる「生きた教材」であり、子どもたちにバランスの取れた食事や望ましい食習慣を身に付ける重要な役割を担っています。

子どもたちが、命の大切さや給食を通じて、地域の食文化、地場産業等に理解を深め、食や人々の勤労などの生産活動のもとに成り立つものであることを学び、自然の恵みや豊かな環境に感謝する心を育みながら「びばい・おいしい給食事業」による学校給食の質の充実に努めるとともに、安全・安心な給食の提供に努めてまいります。

また、学校給食費の徴収・管理に係る「公会計制度」を導入するとともに、子育て世代の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、学校給食費の無償化を行ってまいります。

体力の向上については、「全国体力・運動能

力、運動習慣調査」の結果をもとに、全学年で運動に親しむ意識の醸成を図り、子どもの体力の向上に向けた体育の授業改善や大学生を含めた外部講師の活用、教科専門教員による小学校への乗り入れ授業を推進し、縄飛びや持久走など「一校一実践」の継続的な取組を通じて運動習慣の確立に努めてまいります。

また、基礎体力の向上を目的とした体力づくり教室や各種団体が行うスポーツ教室への参加を推奨するなど、関係団体等と連携・協働しながら子どもの体力向上に取り組んでまいります。

薬物乱用防止教育や防煙教育に関する指導については、美唄警察署や美唄市医師会など関係団体のご協力をいただき、児童生徒の正しい判断力と行動力を育んでまいります。

五点目は、「特別支援教育の充実」についてであります。

特別支援教育については、一人一人の状況に応じた指導内容や指導方法を工夫するとともに、長期的な視点に立ち、幼児期から中学を卒業するまで、切れ目のない一貫した教育支援を行うことが重要です。

このため、子どもの実態に応じた特別な教育課程を編成し、スタートシートや個別の教育支援計画・個別の指導計画はもとより、特別支援教育支援員を配置するなど、児童生徒の学校生活を支援してまいります。

また、教育相談の充実のほか、美唄市特別支援教育連携協議会や関係機関、各学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、教職員や特別支援教育支援員の資質向上を図るための研修を実施するなど、特別支援教育の充実に努めてまいります。

六点目は、「信頼される学校づくり」についてあります。

地域に開かれ信頼される学校づくりを実現するためには、保護者や地域住民の意見、要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携協力していくことが求められています。

また、同時に、保護者や地域住民が、学校とともに地域の教育に責任を負うとの認識のもと、学校運営に積極的に協力していくことも重要であります。

このため、「コミュニティ・スクール」の活動を通じて、保護者や地域住民が学校の経営方針や「学校や地域の課題」などを共有し、校長のリーダーシップのもと、家庭や地域社会とともに子どもたちを育てていくという視点に立った学校運営を心がけ、信頼される学校づくりを進めてまいります。

就学援助制度については、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対する支援として重要な役割を担っていることから、経済的支援の充実を図るため、昨年度に引き続き、制度の拡充を行い、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができる環境の整備に努めるとともに、広報紙メロディーや市公式ホームページを活用し、広く制度の周知を行ってまいります。

また、経済的な理由により修学が困難な高校生に対する支援として、返還不要の奨学金制度を創設し、生徒が安心して教育を受けることができる経済的環境を整備してまいります。

教育の全市的な取組といたしましては、学校での子どもたちの様子を多くの市民の皆様が参観することにより、学校教育への関心と

理解を深め、学校と地域との連携を強化することを目的とした「美唄市教育の日 地域一斉参加日」を引き続き、実施してまいります。

教職員の不祥事防止に向けては、服務に関する研修資料を効果的に活用しながら、職場研修や個人面談の一層の充実を図り、法令や服務規律の遵守について、徹底を図ってまいります。

学校における働き方改革については、教職員が心身ともに健康を保ち、意欲とやりがいをもって働くことができる環境の整備と子どもたちと向き合う時間を確保することにより、効果的で質の高い教育活動を持続的に行うことができるよう「教職員の働き方改革アクション・プラン」に基づき、着実に推進してまいります。

部活動については、「美唄市の部活動の在り方に関する方針」に基づき、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう指導、運営に係る体制を構築するなど、学校教育の一環として、部活動が持続可能なものとなるよう取り組むほか、部活動の地域への移行について検討してまいります。

教職員の健康管理については、管理職からの声かけや学校での個別相談のほか、働きやすい職場環境の整備に努めるなど、教職員の健康・メンタルヘルスケアの充実に努めてまいります。

児童生徒の安全確保については、危機管理マニュアルに基づき、学校防災体制の強化や学校安全マップの活用、地域と連携した通学路等の安全対策の徹底に取り組むほか、地震や台風など自然災害から身を守る能力等の育成に向けた防災を含む安全教育の充実を図る

ため、防災教育の一環として、市長部局と連携し、児童生徒が防災について考える「1日防災学校」を、引き続き、実施してまいります。

七点目は、「教職員研修の充実」についてであります。

学校ごとの課題に対応した校内研修に重点を置き、研究指定校事業を継続して実施するとともに、外部講師招聘授業研修などの実施や各種研修会への積極的な参加を通じて、専門的知識や技能の習得を図り、教職員の資質の向上に努めてまいります。

また、市内の教育関係職員を対象とした美唄市教職員サマーセミナーを開催し、美唄の歴史や産業などを学び、授業等に生かすことができるよう郷土史料館などを活用した「ふるさと美唄研修」等の研修を引き続き、実施してまいります。

八点目は、「学校施設の整備」についてであります。

学校施設については、子どもたちの学習や生活の場であることから、安全・安心な教育環境を確保するため、東小学校大規模改修工事を2か年で実施するほか、老朽化した中型スクールバス2台を更新いたします。

次に、社会教育について申し上げます。

一点目は、「青少年の健全育成」についてであります。

少子化や核家族化が進み、競争意識や思いやりの欠如、いじめや貧困など、青少年を取り巻く社会・生活環境が大きく変化しています。

青少年が豊かな人間性を育み、心身ともに健やかに成長し、次代の社会の担い手として

成長を積み上げていくことができるよう、安全・安心な環境をつくることが重要です。

このため、青少年の健やかな成長を支える取組として、ジュニアチャレンジスクールなど各種体験教室の開催のほか、優良青少年表彰などを継続してまいります。

二点目は、「生涯学習活動の充実」についてであります。

生涯にわたって学び続け、その学びの成果をまちづくりに生かせるよう、多様な生涯学習機会の提供が必要です。

このため、学びたい人が自発的に学習を始められるよう市民カレッジの開催や豊かな地域資源を活用し、美唄の歴史や伝統、文化、産業等に親しみ、理解を深め、次世代に伝える「地域学・美唄学」の取組を進めてまいります。

図書館については、蔵書の充実を図るとともに、資料を収集、整理し、情報を求めている人と適切な情報源を手助けして結びつけるレファレンスサービスの充実に努めてまいります。

また、指定管理者と連携を図りながら、企画展示や宅配サービス、インターネット予約サービスなど、読書に親しめる環境づくりに努めてまいります。

三点目は、「文化芸術の振興」についてであります。

文化芸術の振興については、市民文化祭をはじめとする文化芸術の発表機会の確保と、鑑賞や体験できる事業を文化活動団体等との連携を図り、実施してまいります。

郷土史料館については、「地域学・美唄学」の拠点施設として、本市の歴史や文化、自然

を学び、郷土に対する理解と関心を深め、ふるさと意識の高揚を図ってまいります。

また、美唄湿原の花や生き物の調査をもとに特別展を開催するほか、体験講座については、多様な学習意欲に対応した講座や講演会など、様々な事業を企画してまいります。

安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄については、開館30周年を迎えることから、地域の人々の思いが刻まれた美術館を今後も永く続けるための節目の年として、記念書籍の発刊や安田侃彫刻展の開催など、次世代につながる取組を行ってまいります。

また、旧栄小学校は、令和元年度に日本遺産に登録されましたが、老朽化の進行が著しいことから、令和4年度には、緊急度の高い、旧校舎及び旧体育館の屋根の改修を行い、計画的にその保全に努めてまいります。

四点目は、「文化財等の保護」についてであります。

市内にある北海道及び市指定文化財については、先人たちの生きてきた証であり、本市の歴史と文化を知る上で欠くことのできない文化遺産であります。

このため、有形文化財である美唄屯田兵屋や旧桜井家住宅等については、維持・保存に努めるとともに、無形文化財である峰延獅子舞と峰延東傘踊りについては、保存会との連携を図り、後世への継承に努めてまいります。

五点目は、「社会教育施設の充実」についてであります。

公民館・市民会館については、市民の皆様の教養の向上、健康の維持、生活文化の振興、文化活動の充実等につながるよう指定管理者と連携し、利用促進に努めてまいります。

また、公民館・市民会館でのオンライン研修や講演会での会場としての利用ニーズに対応するため、ネットワーク環境の整備を行ってまいります。

六点目は、「生涯スポーツの振興」についてであります。

生涯スポーツの振興については、「スポーツ健康都市宣言」に基づき、子どもから高齢者、性別、障がいの有無に関わらず、ライフステージに応じた生涯スポーツの推進に取り組んでまいります。

また、事業の推進に当たっては、スポーツ推進委員や地域おこし協力隊による、子どもたちの運動神経を高めるコーディネーショントレーニングのほか、市民の皆様の基礎体力向上を目的とした、様々な教室の開催を美唄市スポーツ協会などの関係団体と連携・協働しながら進めてまいります。

七点目は、「スポーツ大会の誘致」についてであります。

スポーツ大会の誘致については、市内にあるスポーツ施設を活用した大会の開催に向け、美唄市スポーツ協会や美唄ブラックダイヤモンドなどの関係団体と連携・協働しながら取り組んでまいります。

八点目は、「スポーツ施設の整備」についてであります。

スポーツ施設については、市民の皆様のスポーツ活動の場として、安全で快適に利用いただけるよう指定管理者と連携し、施設の維持管理に努めてまいります。

また、サン・スポーツランド美唄のテニスコートについては、損傷が著しいことから、コート10面の改修を行い、利用環境の向上に

努めてまいります。

以上、令和4年度の教育行政における主要な方針について申し上げます。

昨年は、各学校において新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、柔軟な対応により教育課程の充実に努めてまいりました。

これまで当たり前だった日常が大きく変わり、極めて対応が難しく予測困難な時代となり、このような時代だからこそ、一人一人の児童生徒が新たな夢や希望を描き、自らの目標に向かって、たくましく生きていく力を身に付けることが求められています。

教育委員会といたしましては、本市の子どもたちが、ふるさと美唄への誇りと愛着を持ち、たくましい人材へと成長していくことができるよう、学校・家庭・地域・行政が一体となり、全力で取り組んでまいります。

市民の皆様並びに市議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

●議長金子義彦君 次に日程の第7、報告第1号例月出納検査結果報告ないし日程の第11、報告第5号定期監査報告の以上5件を一括議題といたします。

これより、本件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、報告第1号ないし報告第5号の以上5件を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第12、議案第15号美唄市給与条例の一部改正の件ないし日程の第20、議案第23号美唄市地域包括ケア推進条例制定の件の以上9件について、一括議

題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長板東知文君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第15号美唄市給与条例の一部改正の件であります。本件は、令和3年人事院勧告に基づき、一般職の期末手当の改正を行うため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第16号美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件であります。本件は、市立美唄病院に勤務する医師の医学調査研究手当に医師免許取得後1年を増すごとに1万円を加算する手当を新設するほか、勤務時間外に自宅待機を命ぜられた医師に対し、緊急診療待機手当を新設するため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第17号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件であります。本件は、令和3年人事院勧告に基づく一般職の期末手当の改定に併せて、市議会議員及び特別職の期末手当について改定を行うため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第18号美唄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件であります。本件は、令和3年8月10日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の説明」を踏まえ、育児休業の取得に関する規定の見直しを行うため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第19号美唄市学校給食費の管理

に関する条例の一部改正の件であります。本件は、学校給食を通じて未来を担う子どもたちに地域の特性を生かした食農教育を推進するとともに、保護者の経済的な負担を軽減することを目的として、学校給食費を無償化するため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第20号美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正の件であります。本件は、消防庁長官通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」において、「非常勤消防団員の報酬等の基準」が定められたため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第21号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件であります。本件は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が一部改正され、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例が削られることから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第22号美唄市医療費助成条例の一部改正の件であります。本件は、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、安心して子育てができるよう支援するため、中学生までの全ての子どもの医療費を全額助成することについて、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第23号美唄市地域包括ケア推進条例制定の件であります。本件は、地域包括ケアを推進し発展させるため、その基本理念及び基本施策を定め、住み慣れた地域で最期まで自分らしい生活を送ることができる地域社会の実現を目指して、条例を制定するものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君　ただいま提案理由の説明がありました、議案第10号ないし議案第23号の以上9件については、大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これより、議案第15号ないし議案第23号の以上9件について、一括大綱質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第15号ないし議案第21号の以上7件は総務・文教委員会に、議案第22号及び議案第23号の以上2件は産業・厚生委員会に付託の上、審査することにいたします。

●議長金子義彦君　次に日程の第21、議案第2号令和3年度美唄市一般会計補正予算（第12号）ないし日程の第33、議案第14号令和4年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上13件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長板東知文君（登壇）　ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第2号令和3年度美唄市一般会計補正予算（第12号）であります。本件は、第1条歳入歳出予算、第2条繰越明許費、第3条債務負担行為、第4条地方債について補正しようとするものであります。第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額にそれぞれ9,581万7,000円を増額補正し、補正後の予算総額を190億5,926万3,000円にしようとするものであります。補正内容につきまして歳出から申し上げますと、総務

費には、マイナンバーカードによる転入手続のワンストップ化を早期に実現できるよう、住民記録システムの改修を行う「行政情報化運用事業」を増額計上いたしました。民生費には、障がい福祉サービスの利用者の増加や生活保護受給世帯における入院治療の長期化等により、扶助費に不足が生じることから、「障がい者居宅介護等事業」、「障がい者グループホーム支援事業」、「更生医療給付事業」、「施設利用支援事業」及び「障がい者相談支援事業」をそれぞれ増額計上いたしました。商工費には、美唄ブラックダイヤモンドが行う練習環境の向上を図る取り組みに対し支援する「スポーツビジネス起業化支援事業」を、また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることから、令和3年度分の収支不足について市負担分を支払う「交流拠点施設管理事業（指定管理委託料）」をそれぞれ増額計上いたしました。諸支出金には、燃料費の高騰により、増額補正する市民バス会計に対し、必要経費について繰り出しを行う「市民バス会計支出金」を、また、特別交付税措置の基準額、単価の引上げにより、増額分について支出する「市立美唄病院会計支出金」をそれぞれ増額計上しました。一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する地方交付税、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰越金をそれぞれ増額補正し、財源対応いたしました。第2条繰越し明許費の補正につきましては、本年度の歳入歳出予算に計上している「行政情報化運用事業」、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業」及び「農業競争力基盤強化特別対策事業」について、令和3年度中に事業が完了できないため、繰越明

許費の設定を行うものであります。第3条債務負担行為の補正につきましては、「国営美唄茶志内土地改良事業」及び「国営美唄土地改良事業」の事業工期延伸に伴い、新たに債務負担行為を設定するものであります。第4条、地方債の補正につきましては、道との起債協議において、当初の予定額を上回る同意を得られる見込みとなっている農業排水路整備債40万円、道路橋りょう整備債210万円を、それぞれ増額発行するため、地方債の限度額を変更するものであります。

次に、議案第3号令和3年度美唄市民バス会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。本件は第1条、歳入歳出予算について補正しようとするものであります。第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額にそれぞれ100万円を追加し、補正後の予算総額を4,332万4,000円にしようとするものであります。補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、市民バス運行費には、燃料単価の高騰により、市民バスの運行における燃料費に不足が生じるため、必要な経費を増額する「市民バス西線運行事業」及び「市民バス東線運行事業」をそれぞれ増額計上いたしました。一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する一般会計繰入金を増額補正し、財源対応をいたしました。

次に、議案第4号令和3年度市立美唄病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。本件は、総務省からの事務連絡通知により、総務省繰出基準における不採算地区病院等に対する特別交付税措置の1床当たりの単価が増額となったこ

となどから、一般会計からの繰入を受け、収入を補正するものであります。補正内容につきましては、予算第3条に定めた収益的収入の予算額のうち、医業収益に40万3,000円、医業外収益に2,699万9,000円を増額し、収益的収入合計を16億1,954万1,000円にしようとするものであります。

次に、令和4年度各会計予算について申し上げます。令和4年度予算につきましては、急速に進む少子高齢化や人口減少、さらには格差とともに、未曾有の自然災害や感染症のパンデミックなどの課題に的確に対応するとともに、美唄に暮らす喜びと誇りという新たな時代の豊かさをつくり上げるため、市民の命と暮らしを守ることを最優先課題として、第7期美唄総合計画に掲げる都市像の実現を目指し、5つの挑戦に沿って、各施策を推進していくため、所要の事業について予算計上したところであります。この結果、全会計の予算総額は301億9,137万5,000円となりました。以下、会計ごとに予算の概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第5号令和4年度美唄市一般会計予算であります。第1条は、歳入歳出予算の総額を175億4,224万8,000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。以下、歳出の主なものについて申し上げますと、議会費には、議会の運営に要する一般管理事務、「常任委員会都市行政調査事業」など、総務費には、「庁舎整備事業」、「コミュニティ放送局整備事業」、「美唄シティプロモーション推進事業」、「夜間交通対策支援事業」などを、民生費には、「地域福祉会館管

理運営事業」、「地域支え合い推進事業」、「恵風園整備事業」などを、衛生費には、「子ども医療費助成事業」、「新型コロナウイルスワクチン接種事業」、「し尿処理場解体事業」など、労働費には、「地元就職等応援事業」、「ふるさとハローワーク就労促進支援事業」などを、農林費には、「「美味しい！びばい」農産物PR推進事業」、「美唄スマート農業推進事業」、「美唄産農産物輸出促進事業」、「中心経営体農地集積促進事業」など、商工費には、「特産品情報発信促進事業」、「ステイびばい交流推進事業」、「スポーツビジネス起業化支援事業」、「WDCプロモーション事業」などを、土木費には、「都市計画街路整備事業」、「空家等対策事業」などを、消防費には、「消防車両整備事業」、「消防施設整備事業」などを、教育費には、「就学援助事業」、「安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄整備事業」、「びばい・おいしい給食事業」、「サン・スポーツランドテニスコート整備事業」などを、公債費には、市債の元利償還金などを、職員費には、一般会計職員の給料等に要する経費などを、諸支出金には、特別会計に対する繰出金などをそれぞれ計上しました。一方、歳入の主なものとしましては、市税、地方交付税、国庫支出金、市債などを計上しました。第2条から第4条までは、債負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次に、議案第6号令和4年度美唄市民バス会計予算であります。第1条は、歳入歳出予算の総額を4,356万1,000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、市民バス運行費に3,962万7,000円を計上しました。一方、歳入の主なものとしましては、使用料及び手数料に1,041万円を計上しました。第2条、一時借入金について定めようとするものであります。

次に、議案第7号令和4年度美唄市国民健康保険会計予算であります。第1条は、歳入歳出予算の総額を30億5,860万1,000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に22億1,211万9,000円を計上しました。一方、歳入の主なものとしましては、道支出金に22億5,157万9,000円を計上しました。第2条、一時借入金について定めようとするものであります。

次に、議案第8号令和4年度美唄市下水道会計予算であります。第1条は、歳入歳出予算の総額を16億9,793万円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。歳出の主なものについて申し上げますと、下水道費に5億6,297万円を計上しました。一方、歳入の主なものとしましては、使用料及び手数料に3億7,932万3,000円を計上しました。第2条から第4条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次に、議案第9号令和4年度美唄市介護保険会計予算であります。第1条は、歳入歳出予算の総額を29億4,732万9,000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであ

ります。歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に、26億8,111万8,000円を計上しました。一方、歳入の主なものとしましては、支払基金交付金に7億5,078万5,000円を計上しました。第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次に、議案第10号令和4年度美唄市介護サービス事業会計予算であります。第1条は、歳入歳出予算の総額を2億4,777万8,000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、第1表のとおりであります。歳出の主なものについて申し上げますと、総務費に2億1,502万9,000円を計上しました。一方、歳入の主なものとしましては、サービス収入に1億9,111万4,000円を計上しました。第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次に、議案第11号令和4年度美唄市後期高齢者医療会計予算であります。第1条は、歳入歳出予算の総額を7億9,217万5,000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。歳出の主なものについて申し上げますと、北海道後期高齢者医療広域連合納付金に7億7,911万1,000円を計上しました。一方、歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料に2億6,414万4,000円を計上しました。

次に、議案第12号令和4年度市立美唄病院事業会計予算であります。第2条は、病床数、年間患者数、1日平均患者数及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。第3条から第11条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、継続

費、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、棚卸資産購入限度額、重要な資産の取得及び処分について、それぞれ定めようとするものであります。

次に、議案第13号令和4年度美唄市水道事業会計予算であります。第2条は、給水戸数、年間総配水量、1日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。第3条から第9条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、棚卸資産購入限度額について、それぞれ定めようとするものであります。

次に、議案第14号令和4年度美唄市工業用水道事業会計予算であります。第2条は、給水事業所数、年間総配水量、1日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。第3条から第8条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金について、それぞれ定めようとするものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第2号ないし議案第14号の以上13件については、大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第2号ないし議案第14号の以上13件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第2号ないし議案第14号の以上13件については、13人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

ただいま設置されました、予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

森明人議員、伊藤真久議員、
齋藤久美夫議員、山上他美夫議員、
本郷幸治議員、山崎一広議員、
川上美樹議員、楠徹也議員、
松山教宗議員、紫藤政則議員、
桜井龍雄議員、谷村知重議員、
小関勝教議員

の以上13人の議員を指名いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前12時20分 散会

